

別紙第十一

蘇滙特別區ニ關スル調敷正實施措置要領

昭和十八年三月二十九日  
大本營政府連絡會議了解

1747

「大東亞戰爭完遂ノ爲ノ對支處理根本方針」ニ基キ蘇滬地區ニ關シテハ概ネ遲クモ昭和十九年一月一日以降該地已ヲ台費共ニ國民政府直轄地域クシムル如ク觀テ左ニ準據シ現狀ヲ調整スルモノトス

一「蘇滬特別区」ノ行政形態ハ國民政府直轄ノ下ニ當分ノ間之ヲ存續スルコト

二本地域ノ通貨ニ關シテハ速カニ聯銀券ト共ニ儲備券ヲ採用スルコトトシ遲クモ昭和十九年一月一日以後ハ儲備券一色トスル如ク措置スルコト

之カ爲聯銀券ト儲備券トノ間ノ交換比率ヲ定メ本地域ニ於ケル儲備券ノ流通域大ク図ルコト

三本地域ニ於ケル食糧、農産物ノ收買ニ關シテハ昭和十八年秋季收穫時期ヨリ中支側ニ於テ之ニ當ル如ク措置スルコト

本地域ニ於テ中支側ノ收買シクル食糧、農産物ニ付テハ之カ華北ヘノ供給ヲ確保スルコトトシ之カ細目ニ付テハ別添定ムルコト

四本地域ニ本社ヲ有スル北支那開發株式會社ノ子會社ニ付テハ昭和十九年四月一日以降之ヲ由支那振興株式會社ノ子會社トスルコト

五、本地区ニ於ケル郵政、放送其、他調整ヲ要スル事項ニ付テハ成ルハク速ニ之ヲ調整スル

コト

六、本地区ニ於ケル經濟關係事項ノ處理ニ関シテハ國民政府ハ蘇滬特別區ト華北改路委員會

トノ連絡ヲ密ナラシムル如ク措置スルコト

### 附記

本地区ニ於テ華北交通會社ノ現ニ運営スル鐵道、港灣、水運及自動車運賃事業並ニ華北電信

電話會社ノ現ニ運営スル通信事業ニ付テハ當分ノ間之ヲ現狀通りトスルモ本地区ニ於ケル

事業ニ付テハ國民政府ノ監督ヲ蒙ケシムルコト

但シ豫州（含マズ）以南ノ津浦線ハ昭和十八年施行予定ノ改良工事完了後同區間ノ通信施

設ト共ニ軍事上ノ要求ニ支障無キ如ク之ヲ中支側ニ切り換フルコト